

ID: 113

担当部署: 健康推進課

<b>処分の概要</b>	葬祭費の支給		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町国民健康保険条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和31年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (葬祭費)</p> <p>第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日